

森林環境譲与税活用基本方針

大田原市
令和5(2023)年6月作成

1 趣 旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源かん養等の多面的且つ公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市区町村都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、平成31年4月から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号。以下「法」という。)が施行された。

森林環境譲与税は、規定の範囲(※)内で地域の実情に応じた幅広く弾力的な事業を実施することが可能な財源である。

このことから、法の趣旨及び規定のもと、森林整備を促進し、林業の持続的発展に繋げるため、森林環境譲与税を有効活用するための事業の基本方針を作成する。

※法に定める範囲

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(抄)

(森林環境譲与税の用途)

第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

(1) 森林の整備に関する施策

(2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第2条第3項に規定する木材の利用をいう。)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 (省略)

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

2 森林環境税及び森林環境譲与税

「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準によって譲与されている。

「森林環境税」は、令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を賦課、徴収することとされている。

譲与(予定)額

[出典：令和5年3月 栃木県による試算]

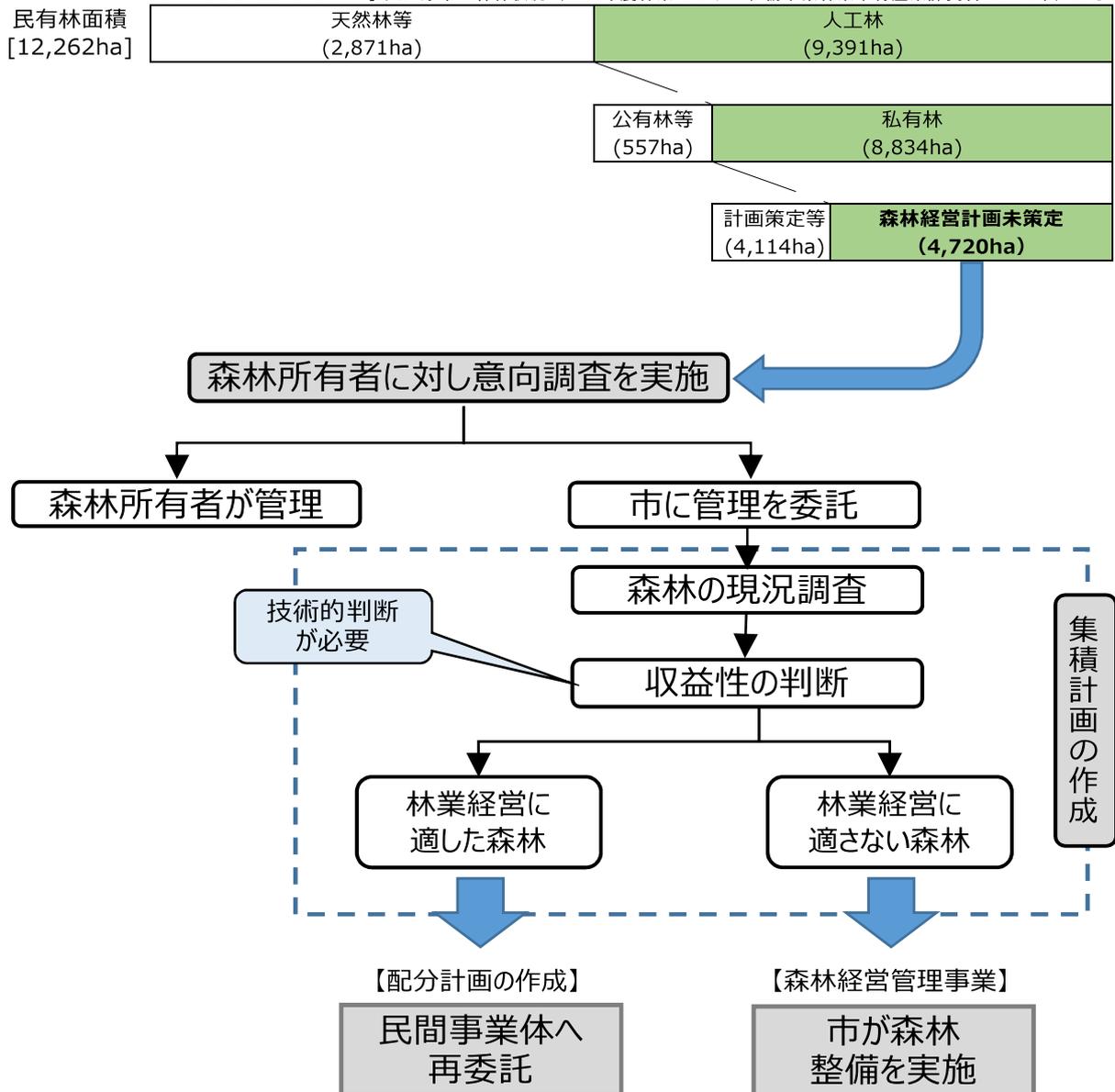
- ・ 令和元年度 : 年18,195千円
- ・ 令和2年度 : 年38,664千円
- ・ 令和3年度 : 年38,723千円

- 令和4年度 : 年50,974千円
- 令和5年度 : 年50,974千円(予定)
- 令和6年度～ : 各年62,635千円(予定)

3 森林経営管理制度の概要

森林環境譲与税に合わせ施行された森林経営管理法(平成30年法律第35号。)における森林経営管理制度では、森林法(昭和26年法律第249号。)の規定による地域森林計画の対象森林について、市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置により、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的としている。

※ 森林経営管理制度概要 [大田原市の森林状況(2020年農林業センサス、栃木県林業木材産業課資料2020.3末)から]



4 森林環境譲与税の活用の方針

① 森林整備の推進

本市の森林面積は総面積35,436haのうち43%の15,159haを占め、本市のスギ・ヒノキなどの私有林人工林において、森林経営計画の未策定面積が約4,720haあり、計画的な森林の整備が遅れている現状もあることから、整備が行き届かず林業経営にも適さない森林については、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度による森林整備を推進することにより、森林の有する公益的機能の発揮に貢献できる森林へと誘導する。

また、森林経営計画を作成している森林においても、森林整備を一層促進させるために、森林環境譲与税を活用し、主に間伐事業に対して支援を行う。

加えて、森林整備に不可欠な林道や作業道などの維持管理や、補修等に対する支援などに森林環境譲与税を活用するほか、森林の有する公益的機能を維持する取り組みを進めていく。 [大田原市の森林状況（2020年農林業センサス、栃木県林業木材産業課資料2020.3末）から]

【主な事業例】

- ・ 森林経営管理事業（意向調査、集積計画策定、市町村経営管理事業(間伐)）
- ・ 造林事業支援事業
- ・ 新技術活用森林整備支援事業
- ・ 林道作業道路網整備支援事業
- ・ 市有林道維持管理事業

② 人材育成・担い手確保及び推進体制

森林経営管理制度の推進により、林業事業者が担う業務量は確実に増加していく一方、林業は技術と経験が必要であり、高齢化や後継者不足による林業労働力の確保が困難となっている。このことから、林業従事者の確保・育成のため、関係機関と連携を図りながら、森林環境譲与税を活用し、新規就業者の雇用への支援、各種資格取得や安全衛生装備品への助成など、林業就業者の安定確保や人材育成に向けた取り組みを進めていく。

このほか、森林・林業に関し知識や経験のある専門的技術者を活用し、森林経営管理制度を更に推進するとともに、地域の林業・木材産業の成長化を図っていく。

【主な事業例】

- ・ 森林就業者雇用創出支援事業
- ・ 林業担い手育成支援事業（資格取得・技術習得、労働安全装備品など）
- ・ 地域林政アドバイザー活用事業

③ 木材利用・普及啓発

本市のスギ・ヒノキの森林は、今まさに利用期を迎えており、この資源を有効活

用することで、森林の整備・若返りに寄与することができる。

また、本市の木材は、高い品質・強度性能を誇り、市場でも高い評価を得ており森林経営管理制度による森林整備が進むことにより、間伐材等の需要拡大にも寄与するものと考えられる。

このため、八溝材を利用し、木材利用・普及啓発を推進すべく、公共施設への木製品の整備を図るとともに、施設の木造化、木質化を積極的に働きかけていく。

【主な事業例】

- ・ 木材利用促進事業（木造・木質化・木製品配布等）
- ・ 森林認証制度普及促進事業
- ・ 公共スペース木製品整備事業、木の良さ普及啓発事業

5 事業実施に伴う森林環境譲与税充当の優先度

森林環境譲与税が創設されるに至った経緯からも、整備対象が約4,720haと広大な面積となる本市においては、森林の整備を進めることが重要である。したがって、森林経営管理制度による適正な経営管理を進めることを譲与税充当の最優先として位置付ける。なお、事業の促進には集積計画の作成や経営管理事業（間伐）を進めることが不可欠であることから、林業担い手の育成支援や地域林政アドバイザーの活用なども充当の優先度が高いと位置付けられる。

また、今後間伐事業などが進むにつれて、伐採した木材の利用拡大についても課題となることから、木材利用に関する事業も充当の優先度は高い。

このほか、森林整備を促進し、適正な森林を維持していく上で効果が高いものを森林環境譲与税の充当先として積極的に位置付けることとする。

6 基本方針の見直しについて

本方針については、今後の国・県の動向や社会情勢の変化、また、林業・木材産業の実情や森林整備の進捗などを踏まえ、各事業について随時見直しを行い森林環境譲与税の有効活用を図っていくものとする。